

火の山屋外展望デッキ設計競技
募集要綱

下関市

目次

1 . 趣旨	2
2 . 設計競技の概要	4
3 . 設計条件	5
4 . 応募資格	8
5 . 制限事項等	10
6 . 提案者に提供する書類	10
7 . 提案者が提出する図書等	10
8 . 参加申込手続	12
9 . 質疑応答	12
10 . 提案作品の提出方法	12
11 . 匿名性の確保	13
12 . 一次審査	13
13 . 二次審査	13
14 . 失格	14
15 . 実施設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の締結等	15
16 . 著作権	15
17 . その他の留意事項	16

1. 趣旨

本設計競技は、火の山山頂に整備する屋外展望デッキの設計案を全国から募集するものである。

火の山は、下関市の観光の中心地であり、水族館や水産市場が並ぶ唐戸地区から約2kmと徒歩圏内に位置し、関門橋・関門トンネル人道に近接するという立地、豊かな自然、歴史的な遺産等、恵まれた環境と豊富な観光資源を有している。

瀬戸内海国立公園の一部に指定されている山頂からは、関門海峡から日本海までを見渡す壮大な眺望を楽しむことができ、勢いのある潮の流れや狭い海峡を往来する多くの船舶といった迫力ある姿は、この地でなければ見ることのできない景観である。

また、夜には美しくライトアップされた関門橋や下関市街、遠く北九州市小倉地区に至るまでを一望でき、この夜景は日本夜景遺産にも認定されている。

火の山の歴史に目を向けると、足元には源平合戦の終戦地である壇之浦、幕末動乱の舞台となった長府地区、日清戦争の講和条約（下関条約）の締結が行われた春帆楼等が存在し、歴史の転換期を見つめ続けてきた。

明治期から第二次世界大戦終了後までは、山頂に「下関要塞」が置かれ、これに由来する砲台跡、弾薬庫等の多くの遺構が今に残っている。

戦後、厳しく規制されていた入山が許可されてからは、公園として整備し、ロープウェイ、自動車道（パークウェイ）を次々と開通させ、自然を楽しめる遊歩道、森の中で伸び伸びと体を動かせるアスレチック（現在は解体され、複合遊具が置かれている。）等を設置した。火の山は、多くの観光客や市民が訪れ、数世代に渡って親しまれる場所となったのである。

そして、今回計画している屋外展望デッキの建設予定地にかつて

存在していたのが、火の山のランドマークとして最も重要な施設であった、火の山展望台である。

火の山展望台は、故・菊竹清訓氏による設計であり、氏によって数々の魅力的な仕掛けが施されていた。シンプルながらも特徴的な外観で、見るだけでそこが火の山であると認識させるほどの強い印象を与えた。

昭和48年の建設以降、観光客のみならず、下関市民にとっても愛される建物であり、市の観光行政の柱としての一翼を担っていた。しかしながら、施設・設備の老朽化、耐震性能やバリアフリー性能等の問題により、平成29年に施設の廃止・建物の解体という選択をせざるを得なくなった。

現在、展望台があった場所は、更地となり、火の山を訪れる人々に、本市随一の絶景を味わっていただけていない状況である。

長年愛されてきた展望台は無くなってしまったが、それが建つずっと以前からも、この地点からの素晴らしい景色は様々な人々の心を打ち、下関の原風景として心の中に生きてきたのではないだろうか。そして、これからも、海峡を一望できるこの景色は、訪れた人々の心を動かす唯一無二のものであり続けるだろう。

この景色を再び多くの人々に味わっていただきたいと強く思い、市は、この度、屋外展望デッキを計画することに至った。

季節や天候、時間帯によって変わるこの素晴らしい景色に没入し、海峡の風や匂い、光や音をゆっくり堪能することができる屋外空間を提供したいと考えている。

そして、心に残る体験を、観光客や下関市民、世代を問わず多くの人々に積み重ねてもらふことで、この景色を未来にわたって伝えていきたい。

提案される方には、以上の趣旨をご理解いただきたい。

周辺環境と調和し、この地の魅力を存分に引き出してくれるデザインに出会えることを期待する。

2. 設計競技の概要

(1) 設計競技の名称

火の山屋外展望デッキ設計競技

(2) 主催者及び事務局

ア 主催者 下関市

イ 事務局 下関市役所観光スポーツ文化部観光施設課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話番号：083-231-1838

Eメール：sgshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

担 当：岡崎

(3) 審査概要

審査は、2段階で行い、一次審査で最優秀賞候補作品を5点程度選考し、二次審査で最優秀賞1点、優秀賞2点程度を選定する。ただし、審査の結果によっては、受賞者なしとすることがある。

(4) 審査基準

「1. 趣旨」及び「3. 設計条件」に基づき、コンセプト、デザイン、各項目への配慮事項等を勘案し、総合的な観点から審査を行う。ただし、建設条件や仕様・要求事項を満たしていないことが明らかな場合は、審査の対象としないことがある。

(5) 設計競技審査委員会

本設計協議の審査は、次に示す火の山屋外展望デッキ設計競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、審査基準に従って行う。

	審査委員	所属等
火の山屋外展望 デッキ設計競技 審査委員会	内田 文雄	山口大学名誉教授
	伊東 啓太郎	九州工業大学教授
	木村 大吾	元海峽エリア賑わい創出実行委員会
	田中 富士子	下関観光コンベンション協会
	北島 洋平	下関市副市長

(6) スケジュール

日程については以下のとおりとする。

公告 (募集要綱等配布開始)	令和4年9月5日(月)
質疑受付期間	令和4年9月5日(月)～9月26日(月)
参加表明書等受付期間	令和4年9月5日(月)～10月7日(金)
提案作品受付期間	令和4年11月18日(金)～12月28日(水)
一次審査	令和5年1月下旬
二次審査(ヒアリング)	令和5年2月下旬

3. 設計条件

(1) 基本方針

「1. 趣旨」を踏まえ、以下の3点に重点を置き、提案すること。

- ・建設予定地からの眺望を活かす仕掛けについて
- ・観光客や市民の記憶に根付く仕掛けについて
- ・維持管理コストの低減について

(2) 敷地条件

所在地 : 下関市大字藤ヶ谷
敷地面積 : 366,916.12㎡
区域区分 : 市街化調整区域
建ぺい率 : 70%

容積率 : 200%

防火地域 : 建築基準法 第22条区域

道路 : 建築基準法 第42条第1項第1号による道路

地域地区 : 関門景観形成地域

用地 : 都市計画公園 (火の山公園)
瀬戸内海国立公園
(関門海峡地域 : 第2種特別地域)
鳥獣保護区
(特別保護地区)

現況面積 : 建築面積 計2, 859.24㎡
延べ面積 計7, 416.13㎡

(3) 建設条件

建設予定地 : 「6 (5) 参考資料」の「敷地図」に示す整備可能エリア内 (1, 300㎡程度)

予 算 : (工事費) 3億円 (税込) (予定)
(実施設計及び工事監理費)
3千万円 (税込) (予定)

工 期 : 9カ月以内 (令和7年3月頃まで (予定))

(4) 仕様・要求事項

- ア. 屋外展望デッキを提案すること。
- イ. トイレ、屋内休憩施設 (東屋は除く。) 等は、提案に含めないこと。
- ウ. ①もやがかかり高湿度となる時間が長い、②海からの影響を受ける、③山独特の吹上げ方向の風が吹く等の立地条件を鑑み、耐久性や耐候性に十分配慮した部材を使用すること。特に、腐食、腐朽又は摩損のおそれがある部分、取換えが困難な部分や隠蔽部分には、この点を考慮し、材料を選定すること。また、風の条件に関しては、「6 (5) 参考資料」の

- 「天候記録」を参照すること。
- エ. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】
(国土交通省 令和4年3月)及び山口県福祉のまちづくり
条例の基準(Ⅳ 公園)を満たすこと。
- オ. 屋外展望デッキの色味については、焦げ茶色、暗緑色、又
は暗灰色とすること。ただし、木材等の自然材料を使用する
場合には、素材色とする。また、東屋等で屋根を設ける場合、
屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋
根勾配は10分の3以上であること。その他、「瀬戸内海国
立公園(関門海峡地域)管理計画書」及び「瀬戸内海国立公
園(山口県地域)管理計画」に準拠して計画をすること。
- カ. 本市における良好な景観の保全、形成を実現するため、「下
関市景観基本計画」、「下関市景観計画」、「下関市夜間景観ガ
イドライン」及び「関門景観基本構想」に基づき計画を策定
すること。
- キ. 木製デッキがある範囲に計画をする場合については、旧指
令室構造物とは離隔を取り、新たに計画する屋外展望デッキ
の荷重がかからないようにすること。
- ク. 夜間利用を考慮し、屋外展望デッキ内の照明を設置するこ
と。また、再生可能エネルギーを必ず用いること。
- ケ. 屋外展望デッキに接続する外構整備工事は、別途とする。
ただし、整備エリア内の外構及び園路については、本提案に
含める。
- コ. 整備エリアは整備可能エリアの範囲から適切に定めること。
- サ. 地形、標高、土質、風速、天候等、火の山の厳しい自然環
境を考慮し、構造や施工性において、実現可能な提案とする
こと。特に、土質については、基盤地質の堆積岩の亀裂が多
いため、掘削面の緩み、肌落ち等について考慮すること。
- シ. 鉄塔から発信される電波への干渉を避けるため、屋外展望
デッキの高さはFH=262m以下とする(施工中において

クレーン等が電波送出方向を横切ることによる一時的な遮蔽を含む)。現況の地盤高は、「6 (5) 参考資料」の「敷地図」にて確認すること。

ス. 概算事業費は、予算以下とすること。

セ. 電気及び給排水設備を計画する場合は、維持管理費に配慮すること。

(5) その他

ア. 展望台が建設されていた部分にあるラップルコンクリートは活用してもよい(「6 (5) 参考資料」の「敷地図」及び「既存断面図」参照)。

イ. 眺望に影響のある樹木については、影響範囲のみ伐採をすることが可能である。ただし、伐採費用は、概算事業費に含めること。

4. 応募資格

本設計競技においては、次世代の設計人材の発掘や育成につながることを期待し、提案する者(以下「提案者」という。なお、複数人の連名による提案の場合は、その全員をいう。)の対象を40歳以下(令和4年4月1日時点)の建築士法に基づく一級建築士の資格取得者とする。

また、入賞した場合は、所定の手続きを経た後、実施設計業務及び工事監理業務を委託する予定としているため、提案者は、本市の実設計業務及び工事監理業務を受託可能な設計事務所等(以下「事務所等」という。)に所属している者とする。

ただし、所属予定の者及び、所属によらず、事務所等と共同で実施しようとする者についても、提案することができる。

なお、事務所等は、以下の全ての条件を満たす者とし、提案者は、以下の(1)から(4)の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団、暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものをいう。)又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
- (6) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けた事務所等であること。
- (7) 下関市の測量、建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント業務」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、二次審査の前までに入札参加資格の認定がなされることを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (8) 平成19年4月1日以降に、元請として公共建築工事の実設計業務を行い、引き渡した実績があること。

5. 制限事項等

(1) 提案者が次のア、イ又はウに該当する場合は、本設計競技に応募することができない。

ア 審査委員会の委員及びその親族

イ 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織に属する者

ウ その他、審査委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している法人その他の組織に属する者

(2) 提案は、1提案者、1事務所等につき1のみとし、複数提案した場合は、その全てを無効とする。

6. 提案者に提供する書類

提案者には、次の書類を提供する。なお、提供する書類は、提案者が下関市のホームページからダウンロードすることができる。

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 応募資格要件に関する誓約書（様式2）

(3) 概算事業費内訳書（様式3）

(4) 質疑書（様式4）

(5) 参考資料 全体計画概要図、敷地図、附近見取図、敷地縦横断面図、既存断面図、ボーリング柱状図、周辺現況写真、ドローン映像、天候記録（これら以外の情報は、気象庁HPにて公開されている下関气象台の記録を参照すること。）

7. 提案者が提出する図書等

(1) 提案者が提出する図書等は、以下のとおりとする。

ア 参加表明書（様式1）、

応募資格要件に関する誓約書（様式2）、各添付資料

（以下「参加表明書等」という。）

イ 設計提案書

- ① 平面図
- ② 立面図
- ③ 断面図
- ④ 外観イメージパース

- ・設計提案書には以下の事項を明記すること。
 - a. 「1. 趣旨」「3. 設計条件」に照らし合わせて計画したコンセプト
 - b. 屋外展望デッキのデザインに関する事項
 - c. 屋外展望デッキからの眺望に関する事項
 - d. 「3. 設計条件」の「(4) 仕様・要求事項」の各項目に関して配慮した事項等
- ・必要に応じ着彩するなど、視覚的に分かりやすい表現に努めること。
- ・構造、面積、主要な部分の仕上げについて明記すること。
- ・提出サイズはA2版横サイズ2枚以内とし、原図1部、A3縮小版15部を提出すること。

なお、A2版、A3版ともPPC用紙にカラー印刷とすること。また、判読できる文字サイズとすること。
- ・作品の全ての紙面右下に登録番号(8(2)参照)を記入して提出すること。

ウ 概算事業費内訳書(様式3)

- a. 提案内容に関わる概算事業費を様式2に記載し、15部提出すること。概算事業費には整備エリア外の外構整備費、給水、電気等のインフラ整備費は含まない。
- b. 提出された参加表明書等及び提案作品の差替え、追加、削除等は、原則認めない。

※ 上記イとウを合わせて「提案作品」という。

※ 提案作品は、審査の過程で複写することがある。

8. 参加申込手続

- (1) 提案者は、提供する参加表明書等に必要事項を記入し、添付書類が全て添付されていることを確認のうえ、参加表明書等受付期間内（令和4年9月5日（月）～令和4年10月7日17時（必着））に、事務局に電子メールで送付すること。
- (2) 事務局は、参加表明書等の受付後、応募資格を確認した上で、登録番号を交付し、電子メールにより10月中旬に提案者に通知する。登録番号の交付を受けた提案者に限り、提案作品の提出を行うことが出来る。
- (3) 応募資格を満たさない場合は、その旨と理由を書面により提案者に通知する。
- (4) 提出された参加表明書等は、返却しない。

9. 質疑応答

- (1) 募集要綱について質疑のある者は、提供する質疑書（様式3）を質疑受付期間内（令和4年9月5日（月）～令和4年9月26日17時（必着））に、事務局に電子メールで送付すること。なお、これ以外の方法では受け付けない。
- (2) 質疑に対する回答は、事務局が必要と判断したものについてのみホームページで回答する。最終の回答は、令和4年10月3日（月）を予定している。
- (3) 回答した内容は、募集要綱と同等の効力を持つものとし、募集要綱と異なる内容となる場合は、回答内容を正とする。

10. 提案作品の提出方法

- (1) 提案作品の提出は、2（2）に記載の事務局に持参又は宅配便若しくは郵便によるものとする。なお、提案作品は、返却しない。
- (2) 提案作品は、提案作品受付期間内（令和4年11月18日～令和4年12月28日17時（必着））に到着したものを有効と

する。ただし、天災その他の不可抗力による遅延の場合には、締切の日から7日後まで受付を行う。

(3) 提案作品は、折り目や汚れが付かないように、筒又は包装資材で梱包すること。なお、梱包の表面に朱書きで「提案作品」と表記すること。

(4) 提案者は、筒又は包装資材の表面に住所及び氏名を明記すること。

(5) 提案作品の損傷の程度が著しく、審査に耐えない場合は、提案作品の再提出を求めることがある。

1 1. 匿名性の確保

提案作品には、提案者を特定できる表示（名称、ロゴマーク等）は記載しないこと。

1 2. 一次審査

(1) 一次審査は匿名非公開で提案作品を審査し、最優秀賞候補作品を5点程度選定する。

(2) 一次審査結果は、令和5年2月上旬に市ホームページで公表する。

また、一次審査結果は提案者全員に通知し、一次審査通過者には二次審査の案内を併せて行う。

(3) 審査についての問い合わせには応じない。

1 3. 二次審査

(1) 審査方法

二次審査は、ヒアリング（提案者本人によるプレゼンテーションと審査委員会による質疑応答）により、提案内容と実現性を審査する。なお、ヒアリングについては、公開で実施する場合がある。

(2) 審査日及び会場

審査日 令和5年2月下旬

会場 下関市内（詳細は、一次審査通過者に通知する。）

(3) ヒアリングを受ける提案者に対して、プレゼンテーション及びその準備に係る費用として10万円を支給する。ただし、失格者、ヒアリングを辞退した者を除く。

(4) 二次審査結果は、後日、選考経緯及び講評とともに市ホームページで公表する。

(5) 審査についての問い合わせには応じない。

1.4. 失格

以下の事項に該当することが明らかとなった場合は、審査対象から除外する。また、入賞発表後でも、入賞を取り消し、実施設計業務及び工事監理業務の契約の相手方としないことがある。

(1) 参加表明書等に虚偽の記載のあるもの

(2) 提案作品に企業名、代表者名、暗号等を記入して提出したもの

(3) 提案作品受付期間内に提出されなかったもの

(4) 参加表明書等及び提案作品が募集要綱の記載方法及び提出方法に合致しないもの

(5) 既に発表されたデザイン作品と同一若しくは類似のもの又は、第三者の著作権・意匠権等の権利侵害であることが明らかとなったもの

(6) 他の提案者と提案作品の内容又はその意思について相談を行った場合

(7) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合

(8) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(9) 審査終了までの間に、他の提案者に対して提案作品の内容を意図的に開示した場合

(10) 実施設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の締結日ま

での間に「4.応募資格」の要件を有しなくなった場合。なお、一次審査通過者に対して、二次審査までの間に、応募資格を確認するための各種書類の提出を求めることがある。

(11) その他、本募集要綱に違反すると認められる場合

15. 実施設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の締結等

(1) 最優秀賞受賞者は、実施設計業務及び工事監理業務の契約交渉の相手方とする。ただし、実施設計業務については下関市の令和5年度予算の成立を、工事監理業務については下関市の令和6年度予算の成立を条件とし、契約成立を保証するものではない。

(2) 実施設計に当たっては、設計協議、関係部署協議（環境省等）等を実施する必要があるため、提案内容が一部変更となる場合がある。

(3) 契約期間は、令和5年4月上旬から9月末までを予定している。その他業務の詳細については契約交渉の際に提示する。

(4) 最優秀賞受賞者との契約が不成立となった場合、入賞者のうち、次に得点の高い者から順に契約交渉を行う。

(5) 実施設計業務の契約締結に当たっては、提案者と事務所等とが雇用関係にある場合、必ず提案者が業務に携わること。また、所属によらず、事務所等と共同で実施しようとする者については、デザイン監修等に関して事務所等と契約関係を締結すること。

16. 著作権

(1) 提案作品の著作権はその提案者に帰属する。ただし、実施設計業務の成果物の著作権は、下関市が無償で譲り受けるものとする。

(2) 提案作品の中で使用した他者の著作物については、他者に許諾を得た上で、その内容を提案作品に明記しなければならない。

- (3) 提案作品は、審査後、氏名や所属とともに市ホームページやマスコミリリース等で公表することがある。この場合の使用料は、無償とする。
- (4) 提案者は、設計競技に作品を提出することによって、以上の規定に同意したものとみなされる。

17. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込手続、質疑及び提案作品の提出に関する一切の費用は、提案者が負担するものとする。
- (3) 火の山公園への入園は、可能であるが、建設予定地については、現在関係者以外立入禁止であるため、見学を希望する場合は、事前に事務局に連絡し、指示に従うこと。
- (4) 今後の社会情勢や、財政事情の変化その他不可抗力等により、事業計画を変更又は中止とする場合がある。この場合、提案者に対して、市は、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 参加表明書等及び提案作品の提出後に辞退する場合は、届出日、提案者住所・氏名、設計競技名称等を明記した書面により、速やかに辞退する旨を届け出ること。